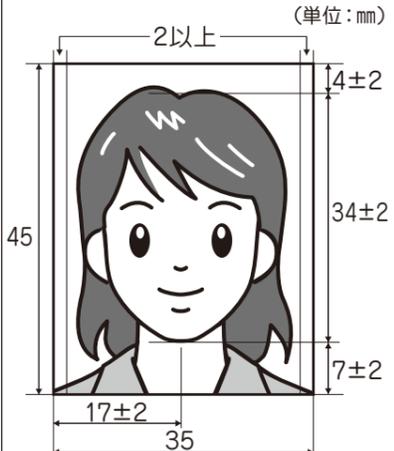


旅券(パスポート)窓口申請のご案内 新発田市

この案内は、①初めて申請する場合 ②前のパスポートが期限切れの場合 ③パスポートの有効期間が1年未満で新規パスポートに切り替える場合 ④パスポートの記載事項に変更があった場合 ⑤査証欄に余白がなくなった場合の内容です。

※有効なパスポートを紛失、焼失、損傷した場合は、旅券窓口にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】(旅券発給手数料はパスポートの受取時に必要です。手数料については4ページをご覧ください。)

<p>① 一般旅券発給申請書 1通 (折り曲げ厳禁)</p>	<p>・有効期間が5年用と10年用があります。 ただし、パスポートの記載事項に変更がある方や査証欄に余白のなくなった方で、現在のパスポートと有効期間が同一のパスポートを申請する場合は、残存有効期間同一旅券用となります。</p> <p>・18歳未満(申請日現在)の方は、5年用の申請となります。 ※外務省ホームページ「パスポート申請書ダウンロード」からダウンロードした申請書も使用できます。</p>				
<p>② 全部事項証明 1通 (戸籍謄本) (6か月以内に発行されたもの)</p>	<p>・有効なパスポートを切り替える場合、氏名・本籍(都道府県名)に変更のない方は省略できます。</p> <p>・同一戸籍内の複数人が同時にパスポートを申請する場合は、1通で申請ができます。</p>				
<p>③ 写真 1枚 (申請日前6か月以内に撮影されたもの)</p>  <p>背景のグラデーション不可</p>	<p><写真の規格></p> <p>・たて45mmよこ35mm、ふちなしで、左図の寸法をみたしたもの。 (顔の寸法は頭頂からあごまで34mm±2mm)</p> <p>・顔は正面向き、無帽、無背景。</p> <p><パスポート用写真として適さないもの></p> <p>外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 画像が不鮮明なもの。変色、傷、汚れ、しわ、影のあるもの。スナップ写真。 眼鏡のレンズに光が反射しているもの。眼鏡のフレームが目にかかっているもの。 瞳がフラッシュ等により赤く写ったもの。カラーコンタクトレンズを装着したもの。 髪や、大きな装飾品、衣類等で頭、目、耳等や顔の輪郭が隠れているもの。 背景に影、柄があるものや、背景以外のものが写り込んでいるもの。 背景と人物の境目がはっきりしていないもの。 表情が平常と著しく異なるもの。(泣いたり、笑ったりしているもの) 顔のパーツの修正等画像加工しているもの。 <p>不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いすることがあります。 写真は貼らず、写真の裏にお名前を書かずにお持ちください。</p>				
<p>④ 本人確認書類 (原本で有効なもの。コピーは不可)</p> <p>※本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍が申請書の記載内容と一致している必要があります。</p> <p>代理の方が提出する場合、「本人確認書類」は申請者本人分と代理の方の分のそれぞれが必要です。</p>	<p>① 1点でよいもの</p> <p>日本国旅券(現に有効なもの、または失効後6か月以内のもの)、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、官公庁等の身分証明書(写真付き)、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) 等</p> <p>② 2点必要なもの (イ+イまたはイ+ロ。ロだけの2点は不可。)</p> <table border="1" data-bbox="2003 1638 2849 1869"> <tbody> <tr> <td data-bbox="2003 1638 2047 1732">イ</td> <td data-bbox="2062 1638 2849 1732">各種健康保険証や各種資格者証、各種年金証書(手帳)、印鑑登録証明書と実印 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2003 1743 2047 1858">ロ</td> <td data-bbox="2062 1743 2849 1858">顔写真付き学生証(ただし中学生の生徒手帳は顔写真なしで可)、公的資格証明書(顔写真付き)、勤務先の身分証明書(顔写真付き)、期限切れのパスポート、母子健康手帳(小学生以下の場合) 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②の組み合わせ例・・・各種健康保険証+母子健康手帳(小学生以下の方)</p>	イ	各種健康保険証や各種資格者証、各種年金証書(手帳)、印鑑登録証明書と実印 等	ロ	顔写真付き学生証(ただし中学生の生徒手帳は顔写真なしで可)、公的資格証明書(顔写真付き)、勤務先の身分証明書(顔写真付き)、期限切れのパスポート、母子健康手帳(小学生以下の場合) 等
イ	各種健康保険証や各種資格者証、各種年金証書(手帳)、印鑑登録証明書と実印 等				
ロ	顔写真付き学生証(ただし中学生の生徒手帳は顔写真なしで可)、公的資格証明書(顔写真付き)、勤務先の身分証明書(顔写真付き)、期限切れのパスポート、母子健康手帳(小学生以下の場合) 等				
<p>⑤ 前回取得したパスポート</p>	<p>・有効なパスポートをお持ちの方は、そのパスポートの提示がないと申請できません。</p> <p>・過去にパスポートを取得した方は、失効していても前回のパスポートをお持ちください。</p>				

申請にあたっての注意事項

【有効期間内の申請(切替申請)】

■次の方は新しいパスポートに切り替えることができます。ただし、残存期間は切り捨てになり、パスポートの番号は変わります。

- ①残りの有効期間が1年未満になった場合
 - ②査証欄に余白がなくなった場合
 - ③パスポートの記載事項に変更があった場合
- (②および③の場合は、現在のパスポートと有効期間が同一のパスポート(残存有効期間同一旅券)を申請することもできます。)

【代理提出について】

- 申請書は、代理の方でも提出できます。
- 代理提出をする場合は、あらかじめ申請者本人が記入した申請書と添付書類、申請者本人の本人確認書類の原本と代理の方の本人確認書類をお持ちください。
- 次の方は、代理の方による申請書の提出はできません。
 - ・有効なパスポートを紛失・焼失・損傷した方
 - ・一時帰国者
 - ・新発田市外に住民登録があり、就学、長期出張、単身赴任などにより継続して新発田市に住んでいる方(居所申請)
 - ・申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方

【居所申請(住民登録地以外)について】

- 次の方は、住民登録が新発田市以外であっても新発田市で申請できる場合があります。ただし、申請に必要な書類のほかに、居所を確認する書類が必要です。詳しくは旅券窓口にお問い合わせください。申請書は、代理提出できません。
 - ・一時帰国者
 - ・船員
 - ・新発田市外に住民登録があり、就学、長期出張、単身赴任などで継続して新発田市に住んでいる方。

【その他】

- 過去にパスポートを申請して受取らなかった方は、必ず申請時に申し出てください。
- 申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方は、県パスポートセンター(電話 025-290-6670)へお問い合わせください。
- 非ヘボン式ローマ字表記や別名併記を希望される方は、綴りの確認に必要な書類が必要になりますので、事前にご相談ください。
- 新潟市へ通勤・通学し、新発田市旅券窓口で申請・受取が難しい方は、申請者本人が県パスポートセンターで申請・受取ができます。詳しくは新発田市旅券窓口にお問い合わせください。

【パスポートの受取りについて】

- 本人であることを確認してお渡ししますので、年齢に関係なく必ず本人がお越しください。代理の方にはお渡しできません。
- パスポートの受取りには、申請時にお渡しする一般旅券受領証を必ずお持ちください。
- 申請日から6か月以内に必ずお受取りください。
- 収入印紙は新発田市旅券窓口で購入できます。

《パスポート発給手数料》

種類	手数料	内 訳	
		収入印紙	キャッシュレス決済納付書払い
新規・切替	10年	16,300円	14,000円 2,300円
	5年(12歳以上)	11,300円	9,000円 2,300円
	5年(12歳未満)	6,300円	4,000円 2,300円
残存有効期間同一	6,300円	4,000円	2,300円

※「年齢計算に関する法律」により、年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手数料は12歳の誕生日の前々日までに申請のあった方に適用されます。

【旅券窓口と受付時間】

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休みです。)

【申請から受取りまでの日数】

11日
日数は土・日・祝日及び年末年始を除き、申請日を含めます。

【旅券窓口】

新発田市市民生活課旅券窓口
(新発田市役所 本庁舎1階)

電 話 0254-28-9101(直通)
0254-22-3030(代表)
〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市ホームページ
サイト内検索からの検索が便利です。

旅券窓口

電子申請について

- 旅券窓口に行くことなく、マイナンバーカードとスマートフォンなどを利用してマイナポータルからオンラインで申請します。パスポートは、申請者ご本人が旅券窓口で直接受取ります。なお、申請方法やパスポート発給手数料等詳しくは、市、外務省等のホームページでご確認ください。

記入例とご注意

(※申請書は5年用と10年用があります)

- 黒・濃い青色のボールペン又は黒インクで記入してください。消しゴムで消せるボールペンは使用できません。
- 機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。
- 記入ミスをした場合は、修正液等を使わずに二本線で消して訂正してください。ただし、所持人自署の訂正はできません。

漢字で書く場合 ローマ字で書く場合 幼児等がひらがなで書く場合

〈所持人自署の例〉 → 新発田 あやめ Ayame Shibata しばた あやめ

所持人自署
サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が署名(サイン)してください。

(代理記名について)
申請者が未就学の乳幼児又は身体の障がい等で署名が困難な場合には、次の方が代筆できます。
①法定代理人 ②配偶者 ③渡航の同行者(付添人)
その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

<代理記名の例>

新発田 ひかり
新発田幸子(母)代筆

Hikari Shibata
by S. Shibata (Mother)

署名として良くない例
枠からはみ出しているもの
Ayame Shibata

二段になっているもの
Ayame Shibata

なぞっているもの
新発田あやめ

インクが薄かったりカスしているもの
新発田あやめ

新規・切替 一般旅券発給申請書 (5年用)

(18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日: 年 月 日 受理番号: 確認: 裏面あり

窓口記入欄: 15 0 6 7 **記入しないでください**

有効期間: 10年 発行年月日: 交付年月日: 旅券番号: 確認: 裏面あり

写真貼らずにお持ちください
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から額までが34mm±2mm)
*提出された写真は旅券に転写されます。
*裏面に氏名を記載してください。(枠が足りない場合は窓口で申し出てください)

氏名(左詰めで記入)
ヨミカタ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「カ」「ハ」等と記入してください。)
姓(戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください) 名
新発田 あやめ
姓 SHIBATA 名 AYAME
へボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

所持人自署(この署名は旅券にそのまま転写されます)
新発田 あやめ
※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 あり ない
※旅券の所持歴がありますか。 あり (以下に最後の旅券について記入) ない
旅券番号 MS 8765432 発行年月日 西暦で記入 20010914
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 SHIBATA

性別 男 女 生年月日 050826 (年月日が1桁の場合は十の位に0を記入)
本籍 新潟県 新潟市中央町3丁目0番
(都道府県名を左詰めで記入してください) (市区郡以下を記入してください)

現住所 〒957-8b8b 電話 0254 (22) 3030
新発田市中央町3丁目3番3号 携帯 090 (1234) 5678
その他勤務先など日中の連絡先 電話 0254 (28) 9101

日本国内の緊急連絡先 住所 新発田市大町1丁目14番13号 電話 0254 (28) 9100
氏名 新発田 太郎 申請者との関係 祖父

※次の各事項に該当しているか否か、に印を記入してください。
刑罰 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい いいえ
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 はい いいえ
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

現在外国の国籍を有していますか。
(※該当する枠内に印を記入してください)
はい いいえ
「はい」の場合
どの国の国籍ですか。 _____
取得年月日 _____年 _____月 _____日
どのような方法で取得しましたか。 _____
外国籍の父又は母の子として出生
外国での出生
外国人との婚姻又は養子縁組
帰化申請又は国籍取得届出

外務省 03 13条 10 別名併記 14 離外届 官庁コード
コード欄 04 対立地域 11 非へボン 15 離外表 **記入しないでください**

(別記第2号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4

濁点は同じマスに記入してください。(ヨミカタは正確に)

戸籍どおりの字で記入してください。

へボン式ローマ字の活字体(大文字)で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

自宅・携帯・勤務先 } の電話番号・メールアドレスを記入してください。

旅行に同行する方以外を記入してください。

該当するにをつけてください。

よく読んでにをつけてください。
「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。別途手続きが必要になります。

■へボン式ローマ字について、つぎのものは特に誤りやすいので下記のように記入してください。

し→SHI	ふ →FU	しゃ→SHA	ちゃ→CHA	りゃ→RYA	ぎゃ →GYA	じゃ→JA
ち→CHI	じ・ぢ→JI	しゅ→SHU	ちゅ→CHU	りゅ→RYU	ぎゅ →GYU	じゅ→JU
つ→TSU	きゃ →KYA	しょ→SHO	ちよ→CHO	りよ→RYO	ぎよ →GYO	じよ→JO

撥音: B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく (例) なんば → NAMBA ほんま → HOMMA
促音: 子音を重ねる (例) はっとり → HATTORI きっかわ → KIKKAWA
長音: 「O」や「U」は記入しない (例) おおた → OTA ようこ → YOKO

ただし「O」を含む長音の場合、「H」を入れてパスポート上に表記することもできます。希望の方は窓口で申し出てください。

(注)同一の家族内で姓の表記が異なる場合、入国審査時に (例) おおた → OHTA さとう → SATOH
支障が生じることもありますので、姓の表記の選択に こうじ → KOHJI ようこ → YOHKO
はご留意ください。

この部分は必ず申請者本人が記入してください。
記入もれや申請者以外の方が記入した場合は、受付できません。

出発予定日 令和 5年 5月 日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目のに印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。
① 表面の刑罰等(留置刑・禁錮刑・懲役刑)が執行中の場合 ② 検査の一環として渡航する場合

渡航目的(具体的に) **記入しないでください**

今回の渡航先(渡航先) _____

国籍 _____

旅券面の氏名表記(申請書表面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GANJU (TANAKA))

(姓) _____
最大31文字まで(別名を含む)

(名) _____
最大31文字まで(別名を含む)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、ーなど)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣殿 令和 〇年 〇月 〇日
大使 総領事 殿

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)
(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください。(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

法定代理人(親権者、後見人など)署名 _____

本人確認欄 (1点でよい書類) 日本国旅券 運転免許証 個人番号カード 船員手帳 海技免状 頸銃等所持

(2点必要な書類) 戦傷病者手帳 宅建取引士証 電気工事士免状 無職従事者免許証 官公庁職員身分証明書

(2点必要な書類) 健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 介護保険証 印鑑登録証明書及び実印 後期高齢者医療被保険者証 その他写真付きの身分証明書 (公的な資格証明書など)

代理 非 別名併記 長音表記

証明資料名() _____
理由() _____

記入しないでください

予定が決まっていない場合は、「未定」と記入してください。

申請者が未成年者、成年被後見人の場合は、法律上の親権者または後見人が署名してください。遠隔地に居住し、署名ができない場合は、親権者等の署名がある「同意書」の提出でも差し支えありません。

代理の方が提出する場合は必ず記入してください。(法定代理人が提出する場合は記入不要です。)

点線より下の部分は、代理の方(引受人)が連絡先及び生年月日を記入してください。

申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。
令和 〇年 〇月 〇日

申請者記入 引受人氏名 新潟 花子 申請者との関係 姉

引受人住所 新発田市本町5丁目6番7号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。
令和 〇年 〇月 〇日 連絡先電話番号 0254 (22) 5662

引受人記入 生年月日 明治・大正・昭和・平成 令和 3年 3月 2日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)